

○ひたちなか市環境審議会運営規程

平成6年11月1日

訓令第62号

(趣旨)

第1条 この規程は、ひたちなか市附属機関の設置に関する条例（平成6年条例第15号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、ひたちなか市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって構成するものとする。

(審議会の任務)

第3条 審議会は、審議事項を専門的かつ能率的に処理するため審査及び調査を行うものとする。

(事務局)

第4条 会議の事務局は、経済環境部環境政策課が担当する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。